

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の
指定する科目等の一部を改正する件の告示について（通知）

言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 134 号）が別紙のとおり告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いします。

記

1. 改正の趣旨

- 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 2 号及び第 3 号では、大学、高等専門学校等において一定期間修業し、厚生労働大臣が指定する科目を修めた者、同条第 4 号では、厚生労働大臣の指定する科目を修めて大学等を卒業した者でなければ言語聴覚士国家試験を受けることができないと定めており、それぞれ、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 225 号。以下「告示 225 号」という。）、言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 226 号。以下「告示 226 号」という。）、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 227 号。以下「告示 227 号」という。）において当該修めるべき科目を規定している。
- 今般、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大、診療技術の進歩などによる、言語聴覚士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割や知識等の変化に対応するため、「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、言語聴覚士養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 5 年 9 月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）及び言語聴覚士養成所指導ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 30 号厚生労働省医政局長通知）の見直しを行うこととされているところ、言語聴覚士

学校養成所指定規則別表第一及び別表第二に掲げる科目の名称改正に伴い、告示 225 号、告示 226 号及び告示 227 号に掲げる科目について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

○ 告示 225 号に定める科目について、以下のように改正する。

改正前	改正後
<p>1～5 (略)</p> <p>6 基礎医学 (<u>医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。</u>)、臨床医学 (<u>内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。</u>)、臨床歯科医学 (<u>口腔外科学を含む。</u>)、音声・言語・聴覚医学 (<u>神経系の構造、機能及び病態を含む。</u>)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学 (<u>心理測定法を含む。</u>)、言語学、音声学、言語発達学、音響学 (<u>聴覚心理学を含む。</u>)、<u>社会福祉・教育 (社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)</u>、<u>言語聴覚障害学総論 (言語聴覚障害診断学を含む。)</u>、<u>失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害を含む。)</u>、<u>発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害及び吃音を含む。)</u> 及び <u>聴覚障害学 (小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)</u> のうち八科目</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、<u>社会保障・教育とリハビリテーション、言語聴覚障害学総論、言語聴覚療法管理学、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・<u>摂食嚥下障害学、聴覚障害学及び地域言語聴覚療法学のうち八科目</u></u></p>

○ 告示 226 号に定める科目について、以下のように改正する。

改正前	改正後
<p>1～5 (略)</p> <p>6 基礎医学 (<u>医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。</u>)、臨床</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨</p>

医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）及び社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）のうち四科目

床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学及び社会保障・教育とリハビリテーションのうち四科目

○告示 227 号に定める科目について、以下のように改正する。

改正前
1 基礎医学（ <u>医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。</u> ）
2 臨床医学（ <u>内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。</u> ）
3 臨床歯科医学（ <u>口腔外科学を含む。</u> ）
4 音声・言語・聴覚医学（ <u>神経系の構造、機能及び病態を含む。</u> ）
5・6 （略）
7 学習・認知心理学（ <u>心理測定法を含む。</u> ）
8～10 （略）
11 音響学（ <u>聴覚心理学を含む。</u> ）
12 <u>社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）</u>
13 <u>言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）</u> (新設)



改正後
1 基礎医学
2 臨床医学
3 臨床歯科医学
4 音声・言語・聴覚医学
5・6 （略）
7 学習・認知心理学
8～10 （略）
11 音響学
12 <u>社会保障・教育とリハビリテーション</u>
13 言語聴覚障害学総論
14 <u>言語聴覚療法管理学</u>

14 (略)
15 言語発達障害学 (脳性麻痺及び
学習障害を含む。)
16 発声発語・嚥下障害学 (音声障
害、構音障害及び吃音を含む。)
17 聴覚障害学 (小児聴覚障害、成
人聴覚障害、聴力検査並びに補聴
器及び人工内耳を含む。)
(新設)
18 (略)

15 (略)
16 言語発達障害学
17 発声発語・摂食嚥下障害学
18 聴覚障害学
19 地域言語聴覚療法学
20 (略)

3. 適用期日

令和9年4月1日

※改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則に基づくカリキュラムに対応する言語聴覚士国家試験が令和9年度以降実施されるため。

以上

○厚生労働省告示第百三十四号

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第二号、第三号及び第四号の規定に基づき、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示

(言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正)

第一条 言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目(平成十年厚生省告示第百二十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)
六 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学及び社会保障・教育とリハビリテーション、言語聴覚障害学総論、言語聴覚療法管理学、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・摂食嚥下障害学、聴覚障害学及び地域言語聴覚療法学のうち八科目	六 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む)及び社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む)のうち四科目	六 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む)、社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む)のうち八科目

(言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正)

第二条 言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目(平成十年厚生省告示第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)
六 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学及び社会保障・教育とリハビリテーションのうち四科目	六 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む)及び社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む)のうち四科目	六 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む)及び社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む)のうち四科目

（言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正）
 第二条 言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成十年厚生省告示第二百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 基礎医学 二 臨床医学 三 臨床歯科医学 四 音声・言語・聴覚医学 五・六 (略) 七 学習・認知心理学 八～十 (略) 十一 音響学 十二 社会保障・教育とリハビリテーション 十三 言語聴覚障害学総論 十四 言語聴覚療法管理学 十五 (略) 十六 言語発達障害学 十七 発声発語・摂食嚥下障害学 十八 聴覚障害学 十九 地域言語聴覚療法 二十 (略)	一 基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。） 二 臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。） 三 臨床歯科医学（口腔外科学を含む。） 四 音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。） 五・六 (略) 七 学習・認知心理学（心理測定法を含む。） 八～十 (略) 十一 音響学（聴覚心理学を含む。） 十二 社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。） 十三 言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害学診断学を含む。） 十四 (新設) (略) 十五 言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。） 十六 発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。） 十七 聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。） 十八 (新設) (略)

附則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。